

【資料 2】

若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（映像分野） 業務委託仕様書

1 業務名

若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（映像分野）

2 業務の目的

若手アーティスト等が地域の文化や人々と関わりながら作品制作等を行う場を提供することにより、その後の継続的な活動を支援するとともに、若者による本県文化の魅力の再認識と県内外に向けた情報発信の強化を図る。

3 委託業務の内容

受託者は、本事業に参加する大学生等が民俗芸能や伝統行事を題材とする映像作品の制作に向けて行う一連の活動（フィールドワーク、取材、撮影、編集作業等）を伴走支援する。

なお、業務を通じて制作する映像作品は、本県文化の魅力の再認識を促すコンテンツとしての活用を想定していることから、参加者が制作の企図を正しく理解し地域への理解を深めながら映像表現を体得できるカリキュラムを構築して行うこととする。

なお、業務の実施地域は秋田県内に限定する。

【支援の対象者（以下、参加者という。）】

次の要件を充足する者を対象とし、人数は5名～10名程度とする。

- ・企画や撮影、編集等のノウハウ習得を希望する大学生等
- ・将来にわたり秋田県内において映像分野における活動を継続する意欲を有する者

【参加者の活動内容】

- ・参加者は、題材となる民俗芸能や伝統行事について、リサーチやフィールドワークを行った上で、メッセージ性を備えた映像作品の制作に取り組み、一連のプロセスを実践する。
- ・参加者は二つのグループに分かれ、作品を1本ずつ制作する（グループごとに異なる題材を選択すること）。

【参加に当たっての条件】

活動への参加に伴い発生する交通費については参加者が負担する。

(1) 参加者の公募・選定

1 公募

SNSの活用等によりきめ細かく周知を行い、県内の大学等を中心に広く参加者を募ること。

2 選定

地域における活動意欲や本事業に対する理解等を勘案の上選定すること。

(2) 対象地域におけるリサーチやフィールドワークの実施や地域との交流

題材とする芸能や行事に対する参加者の理解を深めるため、必要に応じて対象市町村や関係団体・個人との調整を行い、グループ毎に2回以上のリサーチやフィールドワーク、地域との意見交換会・ワークショップ等を実施すること。

(3) アドバイザー（外部講師）の選定

クリエイターの育成や、映像制作の実践プログラム監修の経験を有するなど、本事業に適した専門的知見を有する者を1名以上選定・招へいすること。

(4) 伴走支援体制の構築

受託者は、アドバイザーと連携し、本業務期間中に参加者に対する伴走型支援体制を早期に構築し、伴走支援を実施すること。

なお、アドバイザーは、活動の開始から終了までの間、参加者に対し、作品のコンセプトや構成の決定、技術や知識に関わる事項のほか、コンプライアンスや権利チェック等について、概ね各月1回以上、助言や指導を行うようにすること。

(5) 活動環境の整備

1 活動の場の確保

参加者の活動の拠点となる施設、スペース等を確保すること。

2 活動に要する資機材等の確保

参加者が活動を行う上で必要となる資機材等を確保すること。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとし、令和8年12月末までに完成させること。

- 1 完成映像2本：各 本編15分程度、ダイジェスト版3分、ショート動画30秒
- 2 納品形式：MPEG、WMV、MOVなどのデータ形式で収録したDVD、Blu-rayディスク等
各2枚

(7) 成果発表

1 イベント等の企画・運営

参加者の活動の成果を発表する機会として、作品の完成上映会等を企画・運営すること。

2 広報・周知

イベントの開催に当たっては、地域内外に広く広報・周知し、より多くの集客に努めること。

(8) 活動過程の公開・発信

参加者の活動に対する地域内外からの興味・関心を喚起し、活動意欲の持続につなげるため、制作等の過程の公開やオンラインコミュニティの活用などによる情報発信を行うこと。

なお、情報発信を行う際は、「ブンカ DE ゲンキ あきた文化情報サイト」への掲載・投稿を必須とする。

(10) アンケート調査の実施

この事業の効果検証を目的として、参加者のほか、事業協力者、イベント等の来場者に対しアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。

なお、アンケートの実施方法は提案によるものとし、設問は県と調整の上決定すること。

4 成果目標

- (1) 目標設定
 - ・参加者の、県内での活動継続意欲・地域と関わり続ける意欲の向上
- (2) 効果測定
 - ・参加者に対するアンケート調査

5 企画提案における留意事項

- (1) 業務全体のスケジュール及び実施体制（業務全体の責任者・担当者）、関係機関等との連携体制を示すこと。
- (2) 提案内容に関する経費の内訳を示すこと。
- (3) 3（3）について、アドバイザーとして招へいを予定している者のプロフィール及び選定理由を示すこと。
- (4) 3（4）について、伴走支援の具体的な計画(定期的なメンタリングの実施等)を示すこと。
- (5) 3（5）について、活用、利用を予定している施設等を示すこと。
- (6) 事業の終了後も参加者が活動を継続するための方策について提案すること。
- (7) 事業の終了後も参加者が地域と関わり続けるための方策について提案すること。
- (8) 参加者の活動により制作された作品の有効な活用方法について提案すること。

6 独自提案

各業務内容において事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

7 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

また、アドバイザーによる助言、指導やワークショップ、イベント等の実施記録及びアンケート調査の分析結果を併せて提出すること。

8 契約に関する条件等

- (1) 契約額
 - ① 本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとする。
 - ② 見積書には、税抜額及び消費税額、税込額を明記すること。
- (2) 業務の再委託
 - ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は県に対し、再委託先、再委託する内容等を事前に書面にて提出し、あらかじめ県の承諾を得ること。

- ③ 受託者は、②により再委託する場合は、秋田県内に主たる事業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定すること。

9 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、事故等に備え、適切な保険に加入すること。
- (3) 受託者は、本業務の対象市町村や関係団体等に対し、この事業の趣旨を丁寧に説明し、撮影・公開に関する承諾を得ること。また、撮影に際しても十全の配慮を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) 本業務履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、この業務以外の目的のための使用や、第三者への提供は禁止する。
- (7) 本業務により制作された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとし、受託者はあらかじめ参加者から著作権を県へ直接帰属させる旨について同意を得ることとする。ただし、参加者が自身の活動実績として公開・利用することは無償で許諾する。
また、受託者は、参加者が県および県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないよう必要な措置を講ずることとする。
- (8) 成果品は、県の公式ウェブサイト等での活用に耐えうる画質（4K等）・音質を確保すること。また、字幕（多言語含む）やBGMの権利処理を適切に行い、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。